

社会資本総合整備計画

「③滋賀県における土砂災害対策の推進（防災・安全）（重点）」

「④滋賀県における土砂災害対策の推進（防災・安全）」の事後評価

●委員

- ✓ 資料 17 頁「事業を巡る社会経済情勢等の変化」の項目について事後評価するよう定められているとあるが、具体的にどのような内容を評価したのか。

○事務局

- ✓ 丹生川の保全対象集落である上丹生地区の保全家屋数のチェックを行い、社会情勢の変化は変わっていないことを確認した。

●委員

- ✓ 資料 26、27 頁の両ページとも「都市化の進展に伴う」とあるが、丹生川での事業のように、多くは中山間部エリアで事業を実施しているように思われるので、この言葉は合っていないのではないのか。

○事務局

- ✓ 例えば大津市の市街地などでは高度な土地利用をされており、崖の下に人家があるなど都市部でがけ崩れに対する事業も実施しており、都市化の進展によりリスクが増大することから、この表現としている。

●委員

- ✓ 資料 22 頁の※印の注意書き中に「氾濫想定区域内」との記載があるが、どの範囲を指しているのか。また、資産はどういうものを想定しているのかを具体的に例示されたい。

○事務局

- ✓ 氾濫想定区域の範囲は、資料 19 頁に薄い桃色で着色した範囲が上丹生集落全体であり、水と土により被災する範囲をシミュレーションした結果、この範囲のうち丹生川や町道に沿った両脇に氾濫エリアがある。家屋や事業所、道路の直接的な被害に対する便益で計算している。

●委員

- ✓ もし、山間部で保全家屋が数件で、他の府県へ通じない道路が走っているような集落で、地すべりや砂防の事業の B／C を計算した場合、便益が上がらず、事業が実施しにくいという理解でよいのか。

○事務局

- ✓ 県内での砂防事業は、保全家屋数だけでなく、水道などのライフライン、道路、避難所

なども保全対象として実施している。

●委員

- ✓ 生態系、サービス、文化サービスなど多様な観点から一定評価する手法があるので、環境や県土の保全も含めた大事な側面として検討すべきかと思う。

○事務局

- ✓ 国のマニュアルには、家や道路の直接的な被害は標準的に記載されており、客観的な根拠が示せる効果は、便益として評価してよいと記載されている。例えば、道路が寸断されることにより消防や救助活動が遅延し損益が発生することや水道の断水により給水活動を実施するということが事業実施により解消できることなどが考えられる。伊吹山の事例を示していただいたが、自然を守る価値として示せれば、便益として計上することができる。

●委員

- ✓ 滋賀県にはオランダ堰堤をはじめとする文化遺産的な堰堤がある。説明の中で、既存堰堤を活用することにより堰堤を新設するよりコストを下げることができるとあった。これらの文化遺産的な堰堤は安全の側面からいうと古い技術なので問題があるのかもしれない。コスト面とは別の観点で文化遺産的な堰堤をどのように考えているのか。

○事務局

- ✓ もし、文化遺産的な堰堤ならば、砂防事業を実施しようとした場合、その堰堤に手を加えて形を変えることなく、そのまま保全・活用する。資料 23 頁の左下の写真のコンクリート堰堤は、文化遺産的なものではない。建設当時必要な容量を見込んで整備されたものであったが、その後、上流側で大規模崩壊が発生するなど、容量が不足することになったので、部分的に切り欠いて巨礫や流木を止める施設に作り変えることを計画し、既存施設を有効活用しコスト縮減を図った。

●委員

- ✓ 評価の方法について質問する。対象施設が概成した箇所数の目標と実績との数量差を評価の対象としている。箇所数には、事業効果の小さいものをいくつか整備したもの、事業効果の大きいものを 1 つ実施したものなどが含まれていると思われるが、同じ 1 箇所でも保全家屋数などの効果が違うので、期間内にいくら投資して、どれだけ効果が上げられたかで評価すべきでないのか。

○事務局

- ✓ 今後、このような視点でも評価を検討したい。

●委員

- ✓ 5ヵ年計画を立てた当初に設定した目標の整備箇所数は、途中で変更することができないが、計画期間中の予算により実績箇所数が変わってしまう。この計画の目標設定の方法ではなく、砂防事業の効果が上がっていることがわかるような目標にしたほうがいいのではないか、というのが委員の意見かと思われる。

●委員

- ✓ 目標が達成できなかった箇所は、事情があって進まなく、この箇所の予算は確保したままになっているのか。

○事務局

- ✓ 目標が達成できていなかった2箇所については、地権者から了解が得られなかったことが要因である。また、この箇所の予算を確保したままにしている。

●委員

- ✓ 社会資本総合整備計画にそれぞれの計画が記載されているが、費用対効果が1を切ることもあるのか。

○事務局

- ✓ 事業を実施するにあたっては、1以上のものばかりである。

●委員

- ✓ 事業の途中で費用便益比が1を切ってしまうことが有り得るのか。

○事務局

- ✓ 基本的にそういうことはないと考えている。

●委員

- ✓ 社会資本総合整備計画で丹生川事業の費用対効果はどこに記載されているのか。

○事務局

- ✓ 社会資本総合整備計画（重点）に記載されている。

●委員

- ✓ 丹生川で残事業4基とあるが、完成までどれくらいの期間がかかるのか。また、完成までかなりの期間がかかる場合、今の集落の状態ではなく、完成予定時の集落状態を将来予測し当該事業が必要か否かを判断することも必要ではないか。

○事務局

- ✓ 堰堤1基の工事に3年くらいはかかる。堰堤や工事用道路の敷地の借地や買収、地元の

承諾を得るのに2年かかったと仮定して単純計算すると5年×4基で20年かかる。事業開始した平成22年から現在14年経過しているが、保全家屋数は変わっていない。全事業の完了まで20年かかると説明したが、これまでの家屋数の変化によれば、その期間中にB/Cが1を切ることはないと考えている。

●委員

- ✓ 日本全体の人口が急激に減少している。コンパクトシティなどの構想があり、いい部分があるものの、国全体での視点で言うと、それぞれの地域で持っている風土・文化があるが急激に失われていくことになる。B/Cだけを全面的に推したとき、人口の多いところ、もしくはこれから開発が進もうとするところにどんどん投資していくべきだということになる。今まで長く住んでいたところを打ち捨てて、今まで住んでいなかったところを新たに開発することを繰り返すことになる。これは県土のありよう、滋賀県としての人の暮らしようとして正しいのか。費用便益という側面の他にも考えなければならぬと思う。それをどう取り込むのかは、県民に対する説明ができるかどうかによろと思う。広い大きな地域で道を作るのと、ごく限られた地域、場所で道路を作るのでは、重みが違う。話をスムーズに持っていけるかどうかの大変さも違うので、長い期間がかかることもある。費用が小さく、便益が大きいから、この事業は良いというだけなら、B/Cが1を超えている時点において自動的にOKでよいと思う。そうではないというところが本来必要で、便益の計上方法が今のマニュアルの方法でよいのかということも含めて、いろいろな分野の先生に集まっていいただいているので、幅広いご意見をいただきたい。

●委員

- ✓ 土石流が人家へ流れてくる計算はどのようにされているのか。

○事務局

- ✓ 資料15頁の図で、青線で囲まれた流域の地形や溪流の勾配により、土砂が広がるであろうと想定した範囲を黄色で着色している。黄色で着色された範囲には、緊急輸送道路である北陸自動車道や国道365号、人家が7戸、地域防災計画に記載された避難場所である余呉屋内体育館がある。

●委員

- ✓ 滋賀県では琵琶湖から中山間地まで農業遺産に認定されている。事業効果を判断するにあたり、農業遺産で県土が成り立っており、地域の生業をされているので、B/Cには人家等の被害防止効果だけでなく、このことも事業の効果として考慮していただきたい。

●委員

- ✓ 遅れた事業に対する今後の対応策で、「今後も関係者へ粘り強く、交渉・調整」とある

が、長期間できなかったものが、調整でうまく行ける可能性はあるのか現在の状況を教えていただきたい。

○事務局

- ✓ 遅れている事業では、地権者として譲れない条件や工事をする際の要望がある。県から丁寧に事業説明をして、地権者からの要望に対してどこまで答えられるかを考えて対応する。

●委員

- ✓ 集中豪雨に関する記述はあるが、雪に関することは意識しなくてよいのか。

○事務局

- ✓ 砂防部局の事業として雪崩防止対策があり、過去にはその事業を行ったが、最近では実施していない。もし、被害が発生したならば、事業化して対応する。